

長岡京市都市公園条例の一部を改正する条例

長岡京市都市公園条例(昭和47年長岡京市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 都市公園の設置(第2条—第2条の4)</u></p> <p><u>第3章 都市公園の管理(第3条—第6条)</u></p> <p><u>第4章 監督(第7条—第7条の7)</u></p> <p><u>第5章 使用料等(第8条—第11条)</u></p> <p><u>第6章 罰則(第12条・第13条)</u></p> <p><u>第7章 指定管理者による管理(第14条—第17条)</u></p> <p><u>第8章 雑則(第17条の2・第18条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及びこれに基づく命令に定めるもののほか、本市が設置する法第2条に規定する都市公園(以下「都市公園」という。)の<u>設置及び管理</u>について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>第2章 都市公園の設置</u></p> <p><u>(市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)</u></p> <p>第2条 <u>法第3条の規定により、市の区域内における都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項に規定する基本計画に定める敷地面積以上とする。</u></p>	<p>【加える】</p> <p>【加える】</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及びこれに基づく命令に定めるもののほか、本市が設置する法第2条に規定する都市公園(以下「都市公園」という。)の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>【加える】</p> <p>第2条 削除</p>

改正後	改正前
<p><u>(都市公園の配置及び規模の基準)</u></p> <p><u>第2条の2 法第3条の規定により、市が次の各号に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、当該各号に掲げる基準に従った配置及び規模とする。</u></p> <p>(1) <u>主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、市が整備し、設置するものについては都市公園としての機能を十分発揮できる面積とし、それ以外のものが整備し、設置するものについては長岡京市まちづくり条例（平成6年長岡京市条例第18号）第15条の規定により整備する公園及び緑地の面積以上とすること。</u></p> <p>(2) <u>主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とすること。</u></p> <p>(3) <u>主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とすること。</u></p> <p>(4) <u>主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公</u></p>	<p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p><u>園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とすること。</u></p> <p><u>2 市が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める。</u></p> <p><u>(公園施設の設置基準)</u></p> <p><u>第2条の3 法第4条第1項の規定により条例で定める割合は、100分の2とする。</u></p> <p><u>2 市の設置に係る都市公園について法第4条第1項ただし書の規定により条例で定める範囲は、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第6条第1項各号に掲げる場合について同令第6条第2項から第5項までに規定する範囲をもって、その範囲とする。</u></p> <p><u>(特定公園施設の設置基準)</u></p>	<p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p><u>第2条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項の規定により、市における移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関し、条例で定める基準は、次項から第6項までに掲げるもののほか、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号。以下この条において「令」という。）で定める基準をもって、その基準とする。</u></p> <p><u>2 令第3条第2号に規定する通路に排水施設で溝蓋が必要であるものを設ける場合には、当該溝蓋は、車椅子のキャスター及びつえが落ち込むことがないように配慮した構造としなければならない。</u></p> <p><u>3 令第3条第5号に規定する傾斜路の勾配部分は、その接続する通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別することができるものとし、傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けなければならない。</u></p> <p><u>4 令第7条第1項に規定する車椅子使用者用駐車施設は、車椅子使用者用駐車施設と駐車場の出入口との間の経路の長さができるだけ短くなる位置に設けることとし、当該経路を構成する通路のうち1以上は、幅を120センチメートル以上とするほか、令第3条第2号ロからへまでに規定する基準に適合しなければならない。</u></p> <p><u>5 前項の車椅子使用者用駐車施設に傾斜路を併設する場合には、当該傾斜路は、令第</u></p>	<p><b>【加える】</b></p>



改正後					改正前			
<p>(その他公園)</p> <p>第17条の2 市長は、都市公園以外の公園で、市で管理する必要があると認めた公園を管理することができる。</p> <p>2 前項の管理を行う場合にあつては、第3条から前条までの規定を準用する。</p> <p>別表第3(第8条関係)</p> <p>都市公園使用料</p>					<p>【加える】</p> <p>別表第3(第8条関係)</p> <p>都市公園使用料</p>			
番号	種別	単位	使用料	備考	種別	単位	使用料	備考
1	公園施設	【略】			公園施設	【略】		
2	仮設公園施設				仮設公園施設			
3	電柱その他これに類するもの	長岡京市道路占用料条例(昭和62年長岡京市条例第5号)に規定する電柱並びにその支柱、支線及び支線柱並びに電話柱並びにその支柱、支線及び支線柱の例による。			電柱その他これに類するもの	長岡京市道路占用料条例(昭和62年長岡京市条例第5号)の例による。		
4	水道管、下水道管、ガス管、その他これらに類するもの	【略】			水道管、下水道管、ガス管、その他これらに類するもの	【略】		
5	防火水槽、マンホール、消火栓、ガス制圧器等で地下				防火水そう、マンホール、消火せん、ガス制圧器等で			

改正後		改正前	
	に設けるもの	地下に設けるもの	
6	標識	標識	
7	工事用板面、足場、詰所その他工事用施設及び工事用材料置場	工事用板面、足場、詰所その他工事用施設及び工事用材料置場	
8	業としての写真の撮影	写真の撮影	
9	行商、募金、その他これらに類するもの	行商、募金、その他これらに類するもの	
10	業としての映画の撮影	映画の撮影	
11	集会、競技会、展示会、博覧会、興行、その他これらに類するもの	集会、競技会、展示会、博覧会、興行、その他これらに類するもの	
12	その他の工作物	その他の工作物	
備考 【略】		備考 【略】	

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。